



令和4年度分 市民税 簡易申告書

長野市長宛
(様式第81号)

(令和3年分所得)

賦課期日住所 (4年1月1日の住所)	フリガナ	整理番号
現住所 (同上)	氏名	
電話番号 (日中連絡が可能な番号)	生年月日 明・大・昭 年 月 日生	
勤務先名称	マイナンバー(個人番号)	番号 身元 代理権 添付
勤務先電話番号		

●収入がなかった場合は、昨年の生活状況について該当するものに○印をしてください。

<input type="radio"/> ① 生活保護を受給していた。
<input type="radio"/> ② 預貯金等で生活していた。
<input type="radio"/> ③ その他(具体的に記入) _____

●どなたかに扶養、援助されていた場合は、その方の住所、氏名等を記入してください。

住所	氏名	続柄
----	----	----

●収入があった場合は、下の欄に記入又は○してください。

収入 ・ 所得 額	非課税所得 (該当する項目に○)	遺族年金 障害年金 その他 ()		
	■ 区分 ■	① 収入金額	② 必要経費	③ 所得金額(①-②)
	営業等	円	円	円
	農業	円	円	円
	不動産	円	円	円
	給与 ※アルバイト・ 日雇収入も含む	支払者名	収入金額 ① 円	給与収入金額計①+② ② 円
	公的年金等 ※遺族・障害年金は 上の非課税所得へ	①国民年金	③共済年金	年金収入金額計①+②+③+④ 円
その他雑 (個人年金など)	収入先	④ 円 年金基金	円	
	収入先	④ 円 年金基金	円	

資料入力	更正	関連付け	チェック
------	----	------	------



●申告者本人で該当項目があれば記入又は○印をしてください。

本人	障害者控除				寡婦・ひとり親控除 (控除理由)		※ひとり親に該当する場合は、扶養親族欄に子の情報を記入してください。 ※未婚のひとり親及び父親は控除理由の選択不要です。	勤労学生控除 該当
	身体 級	精神 級	療育 (A) (B)	その他 ()	寡婦	母親		

●配偶者・扶養親族に関する事項

配偶者	氏名	生年月日	続柄	障害者控除 身精療 級級級	同居区分 (同居)	別居の場合 住民票の住所
		明・大・昭・平		(A) (B)	(同居) (別居)	個人番号
扶養親族	氏名	生年月日	続柄	障害者控除 身精療 級級級	同居区分 (同居)	別居の場合 住民票の住所
		明・大・昭・平・令		(A) (B)	(同居) (別居)	個人番号
		明・大・昭・平・令		(A) (B)	(同居) (別居)	個人番号
		明・大・昭・平・令		(A) (B)	(同居) (別居)	個人番号

※マイナンバー(個人番号)を記入してください。他の親族と重複して控除を申告することはできません。

この簡易申告書は、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下の方、又は前年の合計所得金額が次の表のA欄の金額以下の方に使用していただけます。どちらにも当てはまらない方は、一般の市民税・県民税申告をしてください。

なお、既に確定申告等をしている方や、給与や年金の支払報告書が提出されている方は、この申告をする必要はありません。

市民税・県民税所得割がかからない所得金額（昭和32年1月1日以前生まれならば65歳以上）

扶養人数	A	給与支払額 のみの場合	公的年金等支払額のみの場合	
	総所得金額等		65歳未満の方	65歳以上の方
0 人	450,000 円	1,000,000 円	1,050,000 円	1,550,000 円
1	1,120,000	1,703,999	1,860,000	2,220,000
2	1,470,000	2,215,999	2,326,667	2,570,000
3	1,820,000	2,715,999	2,793,334	2,920,000
4	2,170,000	3,215,999	3,260,000	3,270,000
5	2,520,000	3,703,999	3,726,667	3,726,667

※計算式 A=350,000円×(扶養人数+1)+100,000円+320,000円(扶養親族がないときは320,000円加算なし)

<参考>

配偶者控除額（所得税の控除額とは異なります。）

申告者本人の 合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者 控除額	一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	適用なし
	老人の控除対象配偶者(S27.1.1以前生)	38万円	26万円	13万円	

扶養控除額等（所得税の控除額とは異なります。）

控除の種類		控除額	控除の種類		控除額
扶養 控除	一般(S27.1.2~H11.1.1、H15.1.2~H18.1.1生)	33万円	障 害 者 控 除	普 通	26万円
	特定(H11.1.2~H15.1.1生)	45万円		特 別	30万円
	老 人 (S27.1.1以前生)	同居老親等以外		38万円	同 居 特 別
		同居老親等	45万円	寡 婦 控 除	26万円
勤 労 学 生 控 除		26万円	ひ と り 親 控 除		30万円
基 礎 控 除		※43万円			

※配偶者控除及び扶養控除は、申告者本人と生計を一にする配偶者（申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除額なしの同一生計配偶者となります）や親族で、合計所得金額48万円以下の方が対象です。他の親族と重複して控除を申告することはできません。

※上記の基礎控除額は、申告者本人の合計所得金額が2,400万円以下の場合です。

市民税・県民税均等割がかからない所得金額（昭和32年1月1日以前生まれならば65歳以上）

扶養人数	B	給与支払額 のみの場合	公的年金等支払額のみの場合	
	合計所得金額		65歳未満	65歳以上
0 人	415,000 円	965,000 円	1,015,000 円	1,515,000 円
1	919,000	1,469,000	1,592,000	2,019,000
2	1,234,000	1,879,999	2,012,000	2,334,000
3	1,549,000	2,327,999	2,432,000	2,649,000
4	1,864,000	2,779,999	2,852,000	2,964,000
5	2,179,000	3,227,999	3,272,000	3,279,000

※計算式 B=315,000円×(扶養人数+1)+100,000円+189,000円(扶養親族がないときは189,000円加算なし)

ご本人が障害者、寡婦、ひとり親又は未成年の方の市民税・県民税がかからない所得金額

合計所得金額	給与支払額 のみの場合	公的年金等支払額のみの場合	
		65歳未満	65歳以上
1,350,000 円	2,043,999 円	2,166,667 円	2,450,000 円

※市民税・県民税はかかりませんが、所得税(国税)はかかる場合があります。

※ここでいう公的年金等とは、課税対象の公的年金等です。遺族年金・障害年金等の非課税年金は除きます。

※未成年の方とは、平成14年1月3日以降生まれの方のことを示します。